

平成 28 年度 第 1 回運営協議会会議録

日時：平成 28 年 5 月 31 日（火）午前 10 時から

場所：奈良県広域消防組合 天理消防署 3 階会議室

局長：定刻になりましたので、ただ今より、山辺・県北西部広域環境衛生組合第 1 回運営協議会を始めさせていただきます。本日の司会を務めさせていただきます事務局の川口でございます。宜しくお願い致します。では、開会にあたりまして、並河管理者からご挨拶をさせていただきます。

<管理者挨拶>

局長：ありがとうございました。では、議事に入ります前に、テーブルに準備いたしました資料のご確認をお願いします。

<確認>

揃っておりますでしょうか。それでは、次第に従いまして管理者に議事進行をお願いします。議事について、順次事務局からご説明いたします。

管理者：議事第 1 運営協議会の運営について事務局からご説明いたします。

課長：事務局総務課の粕谷です。どうぞ宜しくお願いします。議事第 1 運営協議会の運営について、運営方法について（別紙資料 1 運営協議会条例）この条例により運営協議会の基本的な事項を定めております。第 2 条をご覧ください。運営協議会は各号に掲げてあります通り組合の運営を協議して頂く場としております。第 3 条におきまして、協議会の対象は管理者の職にある者を以って充てるとしてしております。続いて運営方法について説明をします。開催時期と回数ですが、組合議会前に開催し、議会へ上程する議案についての事前説明を行う予定をしています。ただし、出席委員数が 3 分の 2 以上見込めない場合は、運営協議会の会議が成立しませんので、議案等の資料について、事前に事務担当者を通じて配布し、ご意見をいただく事といたします。議事録の作成等、運営協議会は基本的には組合の意思形成段階の会議の為、一般の方については非公開といたします。ただし、関係市町村の事務担当者は傍聴可能とします。その為、議事録については基本的には作成しないものとさせていただきます。続きまして、以前ご提案がございました議会へ関係市町村長が全員出席できるようにする件ですが、別紙資料 2 の運営協議会の位置付けです。事前の事務担当者会議でも説明させて頂きましたが、運営協議会の委員を組合の理事として議会へ出席する事ができるようにさせていただきます。又組合の事業に関係する内容についてご意見を頂きたい事もありますので、XXXXXXXXXXにオブザーバーとして運営協議会の会議に出席を求める事といたします。どうぞ宜しくお願い致します。以上です。

管理者：ただ今、説明いたしました議事第1 運営協議会の運営について、議会の方へ理事としてご出席を頂けるという形で整理をしましたが、この点についてご意見やご質問何かございませんでしょうか。

<意見、質問なし>

管理者：ご承認頂いたという事で、ありがとうございます。続きまして、議事第2 組合設立に伴う報告事項について事務局からご説明いたします。

課長：(別紙議事第2 内容朗読)専決処分については、別紙資料3の専決処分の一覧表とおります。4月1日付で31本ございまして組合の設立に必要でありました条例等と組合設立前の本年2月24日の関係市町村長会議でご説明させていただいております。一般会計予算でございます。以上です。

管理者：ただ今、説明いたしました議事第2 組合設立に伴う報告事項について先決事項でございます。7月に議会が予定されておりますので、前の首長会議で各市町村の3月議会にそれぞれの一般会計予算の中でご説明頂く事を以って、市町村議会には仁義をきった形にさせて頂ければという事で申し上げましたが、7月に組合議会が始まってくると、予算についての専決をしているというご指摘があってはいけないと思っています。今事務局は議会に出てきていただく議員には、ご挨拶に回っている最中です。それぞれの市町村において事前にご説明をお願いしたいと思っています。ご意見やご質問につきまして、何かございませんでしょうか。

<異議なし>

管理者：ご質問、ご意見がないという事で議事第3 ごみ分別等についての協議事項、報告事項について事務局からご説明いたします。

次長：配布資料4 分別基準表をご覧下さい。ごみの分別については4月15日の担当者会議で事前にご理解頂いている所です。今回参加市町村の分別を統一する事により、焼却されるごみ量が減少されると共に、より高度な処理が可能となり、安定的な焼却とダイオキシン類の発生を抑制する事ができる為、資料4の通りごみ分別収集の統一について提案をさせていただきます、簡単に説明します。可燃ごみに関する事務に参加される全市町村におかれては、分別種類の①新聞紙から⑤古着までの紙資源と⑩ペットボトル⑪プラスチック製容器包装の分別の徹底を頂きまして、可燃ごみに混入がないようにお願いします。資源ごみに関する事務に参加されます6市町村につきましては⑥小型家電について原材料に含まれる有用の回収を推進する為に、小型家電リサイクル法の制度対象品目全てを今回対象とする事により、リサイクルの推進を図っていきたくと考えております。各市町村におかれましては今回分別を統一する事により、新分別への移行については、本施設の稼働目標が平成35年度になりますので、遅くとも平成34年度末までには、新分別への移行を完了できるようお

願います。続きまして資料5について(1)環境影響評価等の入札結果について、環境影響評価、ごみ処理施設整備基本計画、民間活力導入可能性調査、都市計画決定支援の4事業を一括して入札、入札日：平成28年4月28日、入札方法：事後審査型制限付一般競争入札、落札金額150,033,600円(内消費税額11,113,600円)、落札業者：八千代エンジニアリング株式会社 奈良事務所、契約日：平成28年5月13日、4つの委託期間は平成32年度末までの5年間に実施していきます。環境影響評価については平成28年度から31年度までの4年間、ごみ処理施設整備基本計画は平成28年度、民間活力導入可能性調査は平成29年度、都市計画支援事業については31年度から32年度、このような形で予定しております。(2)一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の入札について、入札予定日：平成28年6月1日、入札方法：事後審査型制限付一般競争入札、この基本計画ですが、まず各市町村のごみ排出量を決定したいと思っております。新施設の規模や能力を決める為の基礎資料として今回基本計画を組合で作成していきます。なおそれぞれの市町村毎に可燃ごみ、不燃ごみの組成調査というのも今回実施しますので、受け入れの方、宜しく願います。

管理者：ただ今、説明いたしました議事第3 ごみ分別等についての協議事項、報告事項についてですが、市民の皆様方への影響も非常にある所でございます。■■■■は非常に先駆けてやっておられると聞いております、今回合わせて頂きありがとうございます。又資料5の入札の結果等、こちらも議会へきちんとご説明していかないといけませんし、基本計画、これは分別とも密接に関係する所ですが、今まで340t炉を目途にという想定ですが、実際これを何トンにしていくかにも深く関わってくるものです。いかがですか、ご意見やご質問につきまして、何かございませんでしょうか。今回の分別については、事務レベルで擦り合わせをして頂いているかなと思います。34年度を目指してこれで全市町村調整をしていくという事で、ご了承頂いたという事でよろしいですか。

<異議なし>

管理者：ありがとうございます。協議事項3についてもご了承頂きました。続きまして議事第4 地域振興策の為の基金についてご説明いたします。

次 長：議事第4 ごみ処理施設周辺地区の振興の為の組合基金への積み立てについて、平成28年3月18日に締結した山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立に伴う協定書(以下「設立協定書」という。)第6条により積み立てるごみ処理施設周辺地区の振興の為の組合基金の積立額については、事務局案として次の通りご提案させていただきます。今回の広域化に伴うごみ処理施設の設置に関する事業について、現在ごみ処理施設予定地周辺地区の住民に対し、本事業にご理解いただけるよう説明を続けているところです。これまでの説明で大半の住民については、本事業の重要性をご理解いただいているところと考えています。しかしごみ処理施設という施設の性格上、その施設が存在する事による周辺地区住民が負担する負のイメージを緩和しなければならず、本事業の進捗を図る為には、周辺地区住民が少しでも住みやすいと思うような環境づくりをする事が重要であると考えています。その為(仮称)山辺・県北西部広域環境衛生組合周辺地区環境整備基金条例を制定し、関係

市町村それぞれが一定の額を負担して基金に積み立て、その用途については周辺地区住民が主体となって組織する（仮称）ごみ処理施設周辺地区まちづくり協議会により協議決定されたものを整備していくものと考えています。この基金は関係市町村がごみ量に応じて負担していただく、組合が運営する啓発施設、温水利用施設等があるが、これらの地域振興施設の費用とは別の枠組みであることから、関係市町村の財政負担が過大とならないよう今回の広域化により新たな財源と見込まれる奈良県からのごみ処理広域化施設整備補助金の内、焼却施設建設費分の補助金相当額を目安として積立額としたいと考えています。焼却施設建設費分とした理由としては10市町村全てが参加しているという事、焼却施設が環境の面で影響があり、環境負荷を与えているという事があります。基金への積み立てについては、ごみ処理施設稼働までに事前に着手したい事から、設立協定書第6条に規定しております平成29年度から平成35年度までに分割して積み立てていただきたいと思います。

管理者：議事4は皆様方のご議論をお願いしたいと思っております。私の方から、若干地元の現状についてご説明申し上げます。今回焼却部分とリサイクル部分と2カ所になっていますが、2小学校区に跨ってまして、焼却施設はシャープの東隣で岩屋町と位置しております。これが山の辺校区の方は校区の役員も含めて非常に前向きで、岩屋町の皆様方はリサイクル施設の地権も複数の方が持っておられます。それに協力してくれるというような状況なんで施設の建設自体も前向きで、且つ地元振興も一緒にやりますというような事です。焼却施設の隣接に白川ダムがありまして、そこから2本川が流れている下流に樺本校区があります。リサイクル施設の地元であると共に水利の関係で、樺本校区の皆さん方が元々選出地区であったという事から、私も出席をし、昨年30数回説明会を開催しました。先進地視察には10数回やらせて頂きました。その中で理解が深まってきて、土地改良区の皆さんも現在は樺本全体として地元振興基金をどういうふうに活用していこうかという事を含めた地元振興をする為の協議会を作ろうというのを5月の校区の総会で方向性をつけて頂ける所までやっと来る事ができました。6月の総会で、いつ立ち上げどんなメンバーでやるのかを決めていこうという事で、校区の役員とやってきた所です。樺本校区17自治会の内1自治会ではまだ難色を示されているという状況も残っています。そんな中、校区全体としては前を向いていこうというような流れなので残る1自治会についても、今説明会は継続して開けている、視察には行って頂いている状況で、完全に交渉が成立しないという状況ではありません。今後どういった地元振興があるのか見据えている雰囲気もある所です。施設そのものに啓発施設だったりプラスαの地元喜んで頂けるような付加価値が付いてくるという事と、それと別建てでお金を撒くわけにはいきませんので、きちんと事業としてやっていく為の基金を作り、これが概ね32年から35年の建設に合わせて、この基金の中から地元要望があったものに支出をしていくというような形を採りたい。又いきなり32年から積み立てるよりこの29年度から積み立てて行く事で、各市町村に出来るだけ負担が掛からないようにと考えています。その中身はおそらく、それは天理の中の事業じゃないのかというようなご指摘も議会の方からあるかもしれませんが、どの辺で線を引くのか、金額も非常に大事かと思っております。地元に行きますと広域に対しても、何故自分達が環境負荷を受けないといけないのか10市町村分のごみが何故自分達の

所に集まって来るのかという感情的な部分も当初はあった中で、むしろ一定の規模を持つ物を造った方が環境負荷を下げられるし、いざという時の電力も使えるというように我々は説明をさせて頂きました。■■■■も仰っていただきました、これは事務組合全体の責任という事で、今回知事が奈良モデルの中で、本来県補助がないものについてもご検討頂き、それがイコール横滑りするとはならないわけですが、その相当額というか目安という事で、それぞれの市町村議会でもお話を頂けるのではないかと、そうなって参りますと大体10数億という事かなあと考えております。焼却施設では12億で、奈良モデル12億目安が各市町村に来るのではないかと、それは340tで試算の建設費用から推計してそうなるという事です。それを各ごみ負担量で分けさせて頂いて、29年度から35年度に分けていくという事で、地元で今言っているのは、非常に奇跡的な状況だと、役員のほぼ全員が来て、前向いてやって行こうじゃないかと、土地改良区を抑えてくれたりとか、このメンバーも町によっては変わっていきます。2年後、3年後に何としても体を張って止めるという人が区長にならない保障はないわけで、今自分達がいる内に何をするか道筋をつける所までやろうという話まで、先日して頂いた所です。こちらの方でも金額の目安とか、こういうようにやっていくという、我々としても方向性をつけて行きたい。それで29年度の予算要求の所までお願いしたいなあと思っています。ただお金に関わってくる部分ですので、先輩方の率直なご意見を頂ければと思います。

■■■■: 地域振興策で大体12、13億程度を目安にというような話があったが、直接関わりのある自治会、仮の話として聞いて欲しいが、例えば、うちの自治会は公民館を建てて欲しいとか、道路を造って欲しいとか、色んな自治振興策が出て来るだろうと思います。その時に建物が今言っている積み立てた中から割り振りながらするにしても、建物を建てるだけなのか、道路を造るだけなのか、例えば道路を造ったのは組合なので延々と維持補修は組合でやるのか、こういう例えばの話になった場合にはちょっとおかしいのではないかと、将来に相当数渡るような要求については、一定期限で切っていくと、例えば組合が造った道路という事でやるのか、例えば天理市が市道として建設をされたら、これ他でも問題になっている話があるので、天理の市道として造ったら、当然道路台帳整理するだろう、天理市が交付税で維持管理分の費用が当然入って来る訳ですので、そしたらその維持管理は天理市がやるか、組合でやるかと突き詰めていくと色んな問題が、建物一つとってもそうであろうし、まして今災害多発しているの、耐震はどうしていくのかとか、建物潰れたらどうするとか色んな事があるので、そういう所をしっかりと詰めていくと、天理市には大変ご苦労をかけるんですが、そういう話もしっかりこの中で、色んな要求が出て来るので、その要求を隠す事なく説明をして頂いて、その中で皆がどう判断して天理市にご迷惑かけるとして条件として呑める所は、みんな呑んでいかないといけないと思うので、将来に渡って続くような事、これは出来るだけ避けるような形で、話を取り纏めて頂きたいというのが私の意見でございます。

■■■■: ■■■■の仰る通りで、一定の期限は必要かなという気がします。そして、みんなで作った組合事業はみんなで責任は取るよと、その責任の・・・は・・・場合もあるし・・・場合もある。それは言い辛い事を今言って、途中で腰折れてしまって・・・同じ視点で10市

町村が同じ責任を持って協議をする、これが大事だと思います。

管理者：ありがとうございます。■■■■と■■■■から非常に重要なお指摘を頂きまして、今後具体的に事務担当レベルで詰めていく際に、今の事をしっかりと留意したいと考えております。今回我々も地元で協議会を作って頂く形にしたのは、その立ち上げを目途に皆がいつまでも反対というムード自体を、一緒に作っていくというきっかけ作りをしようとした部分と、五月雨式に色々な要望が出てきて、気付いたら積み上がっていたとか、向こうは沢山もらっていて、こっちはこれだけでおかしいとか、そういう争いにならないために、どこの町でやるものについて、協議会で諮ったものについてしか相手にしないというような形でやろうと、それに構成メンバーも直で影響する自治会長には入ってもらって、農業関係、商工関係、PTA関係そういった方を入れていこうとしている所です。道路にしてもクリーンセンターに行く為だけの道路を改めて接道として造るとなると、それは事務組合としてと申し上げるしかないと思いますが、既存の道路は既にある状況なので、後どの部分が地元から要望が出てくるのかという中で、これはどう見ても天理市の市道でしょうという部分と、一方で車がたくさん来るから、例えば回路として、今回のルートに関してはそういう状況は生じないという認識なんです、ここは交通量が多いので拡幅して欲しいとかが出てきた場合は、そこは運営とどの位直接的な関係があるのかという所で、我々だけで協議会から上がってきたものを承認というよりも、今■■■■が仰っていただいたように、この枠組みの中に一回持ち帰らせて頂く形にするのが一番いいのかなと思っています。ものによっては施設自体がプラスα、温浴や啓発施設造っても、そちらにも維持管理費は必ず出てきます。我々が見学に行かせて頂いている所は、大体指定管理や委託したりして土、日も含めてやってくれている方がいる、それについては基本的に今回電力を造っていったりしますので、追加の予算という形にならずに、クリーンセンター自体が生み出していくお金の範囲内で出来るだけやっていくことはやって行きたいというのが基本的な考え方でございます。まだ電力価格も分かりませんから、今の時点でこうだとは言えないわけです。今後施設の構想を作っていく時にこの施設を造ったらこの位人がいる、この位ランニングがいるというのが生み出してくるお金とのバランスでどうかというのを見ながら、この協議会でお諮りをしていきたい。もし直近で公民館的なものを造っていったとするならば、それが本当に水利とか、直接的な金利関係に密接的に関わっている部分であればお話もしますし、これは言葉悪いですが、なだめる、ガス抜き系でしょというようなことについては、我々無理に10市町村で分担して下さいというものでないと思いますので、その辺の判断も含めてこの場できちんと議論していくという事を前提に、今仰っていただいたというような永続的なものは出来るだけ避けていこうという方向性の下で、そちらの協議会もやりたいと思います。おそらく長く続いていく可能性があるだろうなあという、池の管理系をやれとか、近くに溜池があるので、それは水利、土地改良区等の関係でそちらの維持管理の方はじゃあ地元の分としてやってくれと、この位の部分というのは、結構水利は権利として強い部分で、まあ幾ら掛かるかにもよるが、勿論白川ダム全体の維持管理とかは、それは全く別ですから、それは関係してこない。地元の真近くにあるものとかは、期間が長いから受けないではそれだけで揉めると思うのも困るので、一旦諮らせてもらうという事をお約束申し上げます。全体的な枠組みについてはいかがでしょうか。大体

の目安で県からの補助金の額を見て、それをごみ割合で分け、それを6カ年で積み立てる、そのスキーム自体についてはご了承いただけますか。

<異議なし>

管理者：ありがとうございます。他に何か重要な点、我々が見落としているような点がございましたら、いかがでしょうか。

：議事4の真ん中より少し下に、整備については協議会で協議決定されたものと記載されていますし、先程管理者の方から、市の工事ではないのかという説明の中でもそういう言葉を頂戴したが、この整備の内容について例えば誰が見てもこれは過大整備ではないかなという意見も出てくるかも知れませんし、又その過大の中にも人も見方というのがあって、その見方によりできるという意見も、過大だという判断もされる事もあるかもしれない、例えば何らかの意見が出てきてそれが過大であるという話が広まり、少し離れている市町村の議員にも耳に入って、そしてそれぞれの市町村議会の追及を受ける事も予想されます。やはり受けるとこの10市町村も足並みが若干一瞬でも乱れる事が予想されますので、例えばこの協議会で決定されたものでも、天井知らずなのか、仰る通り協議会で決まったものは全部整備して行かなければならないのか、又協議会の中で、市の担当者が入ってある程度の方向性であったり、内容のコントロールをしていって頂いて、あまり過大な方に進まないようにストップをかけて頂けるのかその辺の機能的なものはどうですか。

管理者：天井知らずという事は一切考えておりません。今日この場でお話しさせて頂いて、大体目安はこの位だという事でご了承頂ければ、先にそれを打ち出し金額は大体この位ですと、その枠内でどう使っていくかを協議しながら考えて行きたいと思っておりますので、これは校区の三役なんかもほぼほぼ認識は頂いております。十数億台となると巨大な箱物を造れる額では無いし、それはそれぞれの自治会に分かれていく部分と、地域全体の部分と、どういう配分にするかというのは明らかになっていくと思いますが、その際に各自治会長だけと1対1でやり合うと、それはあなたの趣味でしょうというような話も出てくるかも知れないので、それを避ける為に協議会を作り、地元の方でもコントロールが効くようにしていきたいという部分と、一端協議会で出して頂いたものを我々も各市町村にご負担頂くものなので、ご意向としてお受けしそれを各市町村に諮らせて頂きますというような流れにしていきたいと思っております。各議会で、何だそれというようなご意見がより出るかと思うのは、施設その物はプラスαの部分、こちらも昔の方では、煙突をすごいバベルの塔のようにしようとしているとか、それはあまりにもという話があったりとか聞いた事がありますが、どう考えても理解が得られないような施設を造るつもりは勿論ございませんし、建設費用に直に関わってくる部分なので必ず事務局の方から各ご担当の方へ事前に相談をし、この運営協議会の方でも地元協議会から出てきたものを確認をするという流れはもう一度整理をさせて、今日の時点では先ずスキームについてご理解を頂いて、その中で重要な留意点を纏めさせて頂くという事でしたらと思っております。仮に12か13と思うが、それをごみ量割合でやって、それを6分の1にしたら、毎年各市町村の負担がど

の位になるのか、概算で出して頂いてよろしいですか。

：今大体そんな数字だというので落ち着くと思います。まず6年間でどれだけ負担しないといけないのか、その分は予算化していかないといけないので、議会にも説明をしていかないという手続き、もう来年度モロに、この年度影響してきます。もう今から準備をしていかないと、これが一番大事、お金の部分ではこれが大事だと、地元対策という事についてはおそらく枠が決まる、各地域にどれくらいか大体分かってきますから、地元は何がいいのかというのは、地元の要望を優先すると。無茶苦茶な事は言わないけど、大体出て来ると言ったら集会所、児童公園とか大体地元が便利になるものが優先だと思います。又大きい都市計画道路とかは、これはちょっと別な話で、地域の生活に密着するのは、どこの地域でも地元で揉んで揉んでその枠の中で何にしようかとされるとと思いますので、まず地元の要望がどんなものが出て来るのかという事を見て、それで優先的に対応していくと、基本的には地元要望優先という事で、総額がどれくらいかという事で対応していくという事がより具体的かなと思います。

管理者：ありがとうございます。地元の状況としても区長方もやっと視察も進んできた段階で、協議会作って話も出来るというような認識を持って頂けた状態です。今までは、先にそれを言い過ぎると、区長も地元になかなか言えない所が、そういう前向きな協議会を立ち上げようという所まで来て、ここから具体的にどんな事を言ってこられるのかという所を我々しっかり見て行きたいと思っておりますし、この年度の内にそれぞれの町割合でどれくらいこんなものに付けて行こうという道筋は付けたいと仰って頂いておりますので、我々も出来たら夏後に会議を開きたいと思っております。又各市町村ご担当もどんな雰囲気で行っているのか見に来て頂いても構わないです。勿論この状況というのは、この場でフィードバックをさせて頂きます。もう一点重要な報告をします。地権者との関係です。リサイクルの部分は岩屋町の皆さんです。これはシャープが使っていた駐車場がこの3月末で終わりましたので、借地料も全然入ってこないという状況でした。これは今金額を入れて契約書を回していこうという所です。もう一つの焼却施設についてはで、ずーっと気にされているのは、地元との関係がどこまで進んでいるのかという事を非常に留意されています。地元がにあの土地を貸したからこんなものが来たと言われると、天理市の中で地元とが揉めたいわけではなく、我々が説明会の状況を公印を押して出しますという事になっています。それを受けて今は具体的な契約書の案文はほぼできて、契約の詰め段階に入っている状況です。そこにおいて、協議会が立ち上がりましてという所が一番安心して先方も動いて頂ける所ですので、我々としては環境影響評価が後ろに倒れてくると各市町村にご迷惑をお掛けするので、とにかく環境影響評価は予定通りやれるような形でましよう、先方もそれに向けて先方も書類の最後の詰めをやって頂いている感じでございます。そしてその基金へのご協力は宜しく申し上げます。

：確認ですけども、先程仰ってました池の問題、白川池を通じて問題あると思うが、まちづくり協議会とは別にこの運営協議会の中で上がって来る要望事項以外という形で池の対策を考えていかれるのですか。それはこれから協議する上できちっと決めて頂きたいと

思います。それは排水問題とか色々出て来ると思うので1回では終わらないのでその辺りも決めておいて頂きたい。

管理者：今、農家組合や土地改良区も含めて、地元の区長がその意見を聞きながら出て来て頂いておりますので、基本的にはこの基金の中での対応だと思っております。色々データや説明でないと思っているが、もしこの施設が起因する形で水質に何か影響を及ぼしたとか、因果関係がはっきりした場合、保障関係、これについては地元は全く形容が違うので、それは因果関係が証明され負けるような状況ですけども、それは別枠だというご理解を頂きたい。それが無い限り、私の理解として白川ダムは、白川ダムの土地改良区と、水管理システムの更新を■■■■と天理でやって、うちの分担度というのが動いている所なので、それをこの中に入れようとか、そっちをこちらの基金から出して下さいという考えはございません。もっと小規模なそこから流れている溜池、リサイクル施設の両隣に小さな池があり、これが樺本の土地改良区が持っていて、もしこの管理について、やってくれとそういうような話であれば、この枠内で収まる話だったと思いますし、もしそれがもう少し時期が延びそうなものだったら、金額との相談かなど、受けられるのか、受けられないのか素直に持ち帰りますという形にしたいと思います。

■■■■：地元振興は当然必要だと思いますので、限度額を決めてそれで運用していくという事で結構だと思います。ただ地元は一定の期間が過ぎるともう何もしてもらえないのかという所に将来くると思います。我々それを持ち帰って議会で質問を受けた時どう答えていくのかという所も、統一して頂けたらと思います。例えば焼却施設の対応年数で協定を結ばれるのか、その辺りなんですけど。

管理者：ずーっと続くような経常的なものが上がってきた場合ですね。

■■■■：この施設が出来上がって運転されるのが何年で決められるのか、永久にその地にあるものなのかという所、なかなか返答し辛いと思いますけど。

管理者：それについては、この場限り率直に申し上げますが、地元の1つの自治会、■■■■という所ですがそこが一番反対されています。そこの町が違う場所に必ず持って行くと要望されています。区長なんかは、間に立たされて板挟み状態の中で、最後それを勝ち取る事で、せめて私の代で取るものを取ったとなさりたい状況です。焼却施設も地権者である天理教本部からは定借でという事できています。契約書の内容は準備期間と炉の稼働が50年、建屋が50年ですので炉を一回入れ替える事を想定し、50年とし60年の定借でという事で今話は進ませて頂いています。一方、地図がないから説明し辛いです・・・高台の紫が定借です。赤の方はそういった条件ではなく、一般的に借りようというふうにしています。今回も無理無理というか、赤の所で全部収まらなくはない。はっきりは地元の方にも言えないが、外に持って行けという事に対しては、焼却施設は定借なので50年で更新なしの契約という事になっています。そこから先は10市町村全体の責任としてその時に皆さんで議論をしていきますけども、その時には人口構成とかその時の技術とかごみ量というのは全く

予見できないので、昭和40年に立てた計画が今役に立たないでしょと、今それをあまり議論しても仕方がない事でございますという、ちょっとはぐらかすような言い方をしています。では実際に焼却施設、ここの高台とここは近いが段差があるので、水系が違います。一番反対されている所は、この紫の所からの川なので、ここではなくこっちだったらあまりうるさく言わない。赤の所に全部持っていけないのかというぐらいで、だからもし50年後このメンバーではないと思うが、50年後やろうと思うなら、こちらの中に全部入らない事はない。・・・としては、ある事はある。ただ議会の中でそれを仰ってしまうと、地元へ逆流してしまうので、それについては我々として50年後の人口構成、ごみ、その時の技術等は予見できない中で今それを議論しても仕方がない話で、時期がもう少し現実的なものになってきた時には、10市町村全体の中で議論する事になっています。1つは定借だが、1つは期限がつかない形での契約に今進めていますと言って頂ければ、大体の人は、いざとなったらこちらなんだなという事でご意見を頂けるのかなど、ただそれを思い切り言われるとちょっと辛いという所です。こちらは今借りとという事になっているが、売って頂ける所に関しては、建設に伴って買った方が将来的にもコストは合理化されるので、買える所は、駐車場の所は買っていきたくております。それについては又ご相談して、又6月議会で多分そこで、どうするのかと、50年後どうするのかという質問が仮に出た場合の答弁ラインを合わせさせて頂いた方がいいかなと思いますので、うちの方で一端叩き台を文章にさせて頂いて、それを共有するというのはいかがでしょうか。

<異議なし>

■: なぜそんな事を仰られるかという、うちは15年で失敗していますので、15年ではあまりにも短いので造ったらずっと使えるように地元交渉しなさいと、今になったら言われております。

管理者: 今色々施設を見に行っていますが、土日とかにいっぱい子供が来て、ワーワーとやっている施設も多いので、出来るだけここも素敵な所にしてむしろ出て行って欲しくない位の物を造るのが大事かなと思います。

■: うちも15年限りとは言え、地元へ迷惑をかけない運転管理をしっかりしないとという事で地元との友好的な関係で、今追い出そうとはされていないが、天理市の地域にもしっかり対策をお願い出来ると思います。

管理者: 分かりました。ありがとうございます。私共、今責任逃れで、必ず50年後天理以外に持って行きますとは、口が裂けても言っておりませんので、全体で考えると、何とか踏み留まっておりますので、ちょっと文章で用意させて頂きます。

■: 天理では・・・。

管理者: 上の平たい部分で14,000㎡、13,000位、下の所は21,000㎡で下の方が広いです。最初

ここが使えるようになるとは全く想定出来なかつたですし、■■■■の個人事情があつて急に纏まった話なので、こちらの方は高台ですから煙突の高さは低く出来るかなと思つています。これから景観の部分もアセスの中で出て来ると思うが、山があるので、下手の皆さんからしたら、毎日巨大な煙突を見て過ごさないといけないとか、何らかの形で隠れているのかなのかと気にされている方が多いです。東京の街の真ん中にはむしろ50mでいいところを拡散させる為に無理に100mにさせられましたと聞いたが、うちの地元はどちらかという、拡散の科学的なというよりも気分的な部分でとにかく煙突がうちの村から見えないやろなというニュアンスの方が強いので、どういう構造になるかというは分からないですが、ある程度の高さがあるのではという状況です。

■■■■：天理市には本当にご足労をかけるなと思つております。今日この協議会で色々話を出して頂きまして、そしてこの後管理者が纏めると仰つていただいたので、又こういう場を通じて皆で協議していったらいい事と、それと天理市独自で考えて頂く2つの方法があると思いますので、出来ればこういうふうに投げかけて頂くというの、持つて帰つて協議する事も出来ますので、その辺、宜しく願ひします。全てに亘つて天理市にはお世話をかけているというのは重々思つておりますので、この形で進めていって頂きたいと思つております。

管理者：ありがとうございます。では、今日ご指摘頂いたものは議事録という事ではなくて、あくまで要整理事項という事で纏めさせていただいて、先程の議会の答弁ぶりと合わせて皆さんと共有させて頂くという事で、議事の方閉じさせて頂いてよろしいですか。

<異議なし>

管理者：それでは続きまして議事第5 組合議会の運営について、事務局からご説明いたします。

課長：現在各市町村議会において、組合議員を選出して頂いているところでございます。事務局では選出されました組合議員にご挨拶に回らせて頂いております。これまで広陵町、上牧町、三郷町、三宅町に挨拶に回らせて頂いております。安堵町6月2日に行かせて頂きます。大和高田市には直接議会事務局と調整させて頂いております。議会の日程については7月の中旬から末までに第1回の組合議会の臨時会を開催させていただこうと現在調整中です。臨時会で予定している議案等については、下記のとおりでございます。議長、副議長の選挙、組合議会会議規則の発議、組合議会議員任期条例の上程・・・議員の任期は規約上1年ですが、それが4月1日から3月31日までの期間とさせて頂く条例を上程させて頂きます。管理者専決処分事項条例の発議、副管理者、監査委員、公平委員の選任同意(案)、管理者の専決処分の承認(関係条例、平成28年度予算の承認等)、組合議会の開催場所については、当分間施設建設も出来ておりませんので、天理市議会の会議室で行う事とさせて頂きたいと思つております。定例会については、年2回2月と8月に召集する事とさせて頂きたいと考えております。主に2月は予算の審議、8月は決算認定となります。以上です。

管理者：組合議会の前に十分各市町村の中で根回しをお願いしたいと思います。従前のご説明をお願いしたいという事と、今挨拶回りをしておりますので、その議員のお立場とか、留意しないといけない事とか、こういう方ですという情報が我々の方では無いので、もし留意する点がございましたら教えて頂きたいと思ひますし、先程[]からご指摘頂いた想定問もしっかり作っていく必要があるかと思ひています。もし来られる議員の中で、こんな事言ってくるかもしれないというのがありましたら、おそらく各市町村議会の6月議会は、そういう意見は先に出るのかなと思ひておりますけれども、用意した方がいい想定問等があれば、うちの事務局の方へ共有して欲しいと思ひますという事ですが、議会についてはいかがでしょうか。

<異議なし>

管理者：ありがとうございます。これで協議の議事については終わりですが、その他事項について。

局長：その他事項として、協議して頂きたい案件について管理者の方から説明をお願いします。

管理者：積替施設と車の件でございます。地元のご理解を得て広域という事について特にご理解を頂くには、これが一番重要になっておりますので、従前より積替施設はお願いしたいと申し上げていたと思うんですが、私の認識としてこの10市町村のメンバーの中で何か色分けだったり、グループ分けだったりする趣旨では全くございません。ただその中で、天理が今まで今日は三宅町長もお越しいただいておりますが、川西、山添はいらっしゃっていませんが、三宅、川西、山添こちらについては天理で元々やっておられた皆さんです。そのままパッカー車が天理の領内に入って来るという事がこれまでも続いていた部分でございますので、私共としては、地元に対して、或いは地権者に対しても、今の枠組みの方についてはご理解下さいと。やはり新たな広域の枠組みの方については、積替施設をお願いしていますという言い方をしています。これは三宅、川西、山添と他の市町村を区別するというつもりは全くないですが、歴史的経緯の中でそういうふうになっているという部分ですので、特に造って頂かないといけない皆様方には、この点をご理解頂ければなあと思っております。それともう一点が車の事ですが、名阪を通過して来るといっても結局なし崩しになるのではないかと、特に今、郡山ジャンクションから天理まで側道が拡幅しているの、そちらを通過して来るといふことが、必ず地元の方から言われるんです。それについて今回広域の組合のマークを作りますと、それを必ず大きく張ってどこの市町村かというのが分かるようにします。ですから絶対にパッカー車以外の車は入れないし、逆に無いとは思いますが、とある自治体のマークのついている車が名阪の天理東インターじゃない手前の所から下りているのが市民の方から連絡があつて確認された場合は、それは各市町村にちゃんと責任を取って頂くように、あらかじめ明記して、ルール作りますから、そういう事はございませんからお話をしています。これはうちの地元だけではなくて、水利の関係で郡山の方へもご説明に行かせて頂きました。[]の皆さんからしたら

益々自分の所に一切関係ないので、ジャンクションから抜けて来るのじゃないかという同じ指摘がありましたので、このマークをつける、一般道を一切走らない、走った場合は何らかのペナルティーもあるというのは、明文化させて頂きたい、後は一般車両の持ち込みについてですが、パッカー車については10tトラックに積み替えて頂いたら、30台往復する位ですという説明していますが、一般の分が来る、年末年始がたくさん来るとどうする、それに対して我々は各市町村は皆さんご自身が積替施設に持って行って頂くと、うちに直接これは来る訳ではございませんという説明をさせて頂いております。それが守れないとどうにもならない。それはチェックできるのかという事ですが、免許証だったりを在庫する時に確認をして、もし積替施設を造っておられる自治体の市民や町民が来られたら、それはご自身の所の積替施設に持って行って下さいと、これがないと広域の所で難しい部分でございます。それは我々としてそういうふうに仕切らせて頂きたいという認識なので、今日この場でご意見を賜ればと思っております。積替施設の件、車の件、もし皆様方からご意見あれば承りたいと思います。

■■■■：先程、旧というか山辺広域の枠内のパッカー車は積み替えなしというお話を頂戴しましたが、今2町1村はそういう施設自体がないわけで、そんな中で個人のを各町村で処理をしてからパッカー車に積んで持ち込みなさいという事なので、今、積替施設を造らなくてもいいですよという2町1村では、新たにそういうヤードを・・・。

管理者：すみません誤解があってもかもしれません。積替施設のない所でそっちに持って行って下さいというのは無理な話なので、その皆さんは直接持ち込んで頂くしかないという認識ですので、それについては歴史的経緯の部分と、総務省の枠組みで定住自立圏構想というのを組ませて頂いて、1個の近域という形で色々動いていますので、それについてはご理解というか連携が進んでいる中での事として考えて行きたいと思っております。その皆さんのルートについては、各市町村なので候補については・・・。

局長：積替施設は取り敢えず旧枠組はいらないと、ただ持ち込みについては考えて行かないといけない部分がありますので今後・・・。

管理者：分かりました。許可業者のこともあるので、また個別に相談させて下さい。いかがでしょう、一般車両で積替施設に持って行って頂く事、必ずパッカー車にはお手数ですが印をつけてルール化する、この点について。

■■■■：■■■■は当初の目的がこうだったと思います。ですからこの通りでさせて頂こうと思っております。

■■■■：民間の許可業者も積替施設で処理するという事ですね。

管理者：はい。

：今まで通り民間の許可業者が、うちらでも仕事上持ち込むが、積替施設で民間業者も処理させる。

管理者：はい。広域になるけども実際のごみの流れ自体はそれぞれの町で集めて頂いてやると、今までそこで燃やしていた最後の過程の部分だけが名阪を通ってうちに来るという事ですし、おそらくその方が今市内、町内で回っている業者からしたら、する事は全く同じというふうな考え方でございます。ただ積替施設を各市町村で1個ずつ造ってもらうかどうか、これについてはうちがどうこう言う立場ではないと思っておりますので、結局最後に天理東インターを抜けて頂く車が大きくなっていけば、もし皆さんの中で、積替施設を1町毎、或いは1市毎に造るのではなくて、何個か纏めてという話があったとしても、それ自体本市からは何も申し上げる立場ではないというふうに思っておりますので、名阪を通る時だけ確実に大きくして頂ければという事です。

：敢えて1つの組織として、10市町村が同じ事をするが、基本的にはごみ処理経費というのは一定であるべきであろうと、近付ける努力はすべきであろうと思います。しかし今天理市長が仰ったように過去の経緯がございますのでそれも理解が出来ます。出来るだけ合わす努力というのは、10市町村は広域の中でごみを焼却する施設を建ててやりますよ、それは条件的には近い名阪を努力して頂きたいと思うと、それに資源ごみとか、そういう参加する、しない所にも一定の差が出てきます。そこらはどう統一した、えー量ですので、そこだけを・・・してそれでごみ処理で割り算しましたよというのは、一定かと言われた時に少し考え方が違ったりもするので、しっかりとそこらを示して頂けるような・・・。

管理者：運営その他、予算組みの所でも、当初の事務組合設置の所でも一定の考え方というのはしていました。それは引き続きさせて頂きますし、今のパッカー車ですとか車のルールについては、資源も燃えるごみも同じ扱いだと思っておりますので、そこはお願いしたいと、運用ですがもう1点だけ補足させて頂くと、持って来ていただくタイミング、これを事務レベルの中でしっかりと共有させて頂きたいと思っておりますというのは、積替施設で大きな車に乗せ換えますという説明はしております。30台位往復するというようなイメージで計算をしておりますけども、それがいっぺんに東インターに来て、いっぺんにその道路に来るのかどうかというのが、地元としては非常に嫌悪しておられる所で、到着時間については出来るだけずれるように、積替施設からいっぺんに重ならないような形の運用を、これから調整をさせて頂きたいと思っております。地権者、ですが、毎月26日に月次祭というのがあります。その他、年に何回か大きな大祭時期とかが、天理東インターが非常に込み合う時期というのが例外的にあります。ただそれは、ほぼ祭礼に合わせて一番込み合う時間帯に決まっているので、その日にはちょっと特別な時間帯に持ってきていただくという、一番込む時をずらすような形での運用をお願いしたい。これが今最後地権者と詰めていっている中で、一つの覚書を交わすかなと思うが、要素になっている。これは勤務される方の勤務時間帯とか人件費の所に関わって来る所でもありませんので、軽々に、はいという事ではないと思うが、受ける側の地元としては、いくら言っても30台位並べるほど大きなインターではありませんし、道は立派ですけども、それで渋滞が起き

ているじゃないかという実態が出てくれば、将来的にその運営、次どうするのかという所にも影響が出て来るので、出来るだけバラしてやりたいと思っております。この点について、いかがでしょうか。

：進めていく中で、基本的な事はある程度・・・。

管理者：運用の問題だと思います。集めた物をどのタイミングで持って来るかという部分を調整すればいいかなーと思っています。そんなに完璧に分刻みで出来るものだとは思っていないので、概ね出来る限り運用上バラす努力というのは、やっていますという部分を示せば、先程の通らないというのもそうですが、車両運行等運搬に関する何か規約なのか、覚書なのか、そういったものを皆様方との間で組合として交わらせて頂いて、そしてそれを地元ないし地権者の方にこういう形でちゃんと整備していますというように持って行かして頂ければと思っております。いかがでございましょう。

<異議なし>

管理者：ありがとうございます。それでは、その他事項も全て申し上げましたが、この機会ですので何かございませんか。特に無いようですので、長時間ご協力頂きまして、今日承りました趣旨をしっかりと踏まえながら、今後とも運営に向け努力して行きたいと存じます。

局長：ありがとうございました。これで議事全て終了いたしました。各市町村長におかれましては、今後とも組合の運営につきましてご教授、ご協力いただきますよう宜しくお願い致します。本日はどうもありがとうございました。

以 上

